

## 第40号議案

### 亀岡市社会体育施設条例の一部を 改正する条例の制定について

亀岡市社会体育施設条例（昭和39年亀岡市条例第12号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和8年2月20日提出

亀岡市長 桂川孝裕

### 亀岡市社会体育施設条例の一部を改正する条例

亀岡市社会体育施設条例（昭和39年亀岡市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第14条を第19条とする。

第13条の2第1項前段中「第8条」を「第9条」に改め、同項中「第8条から第10条」を「第9条から第11条」に、「別表第2」を「別表第3」に改め、同条を第18条とする。

第13条第3項中「別表第2」を「別表第3」に改め、同条第4項中「第2条の2、第4条から第7条」を「第3条、第5条から第8条」に、「第2条の2中」を「第3条中」に、「第4条、第6条、第7条及び第10条中」を「第5条、第7条、第8条及び第11条中」に改め、同条を第17条とする。

第12条を第16条とし、第11条を第15条とし、同条の前に次の3条を加える。

（目的外使用）

第12条 社会体育施設は、法令その他別に定めがある場合のほか、

これを目的外に使用することができない。ただし、使用が社会体育施設の管理上支障がないと認められるもので、特に市長が許可した場合は、この限りでない。

（目的外使用料）

第13条 目的外使用の許可を受けて社会体育施設の一部を使用する者は、目的外使用料を市長が定める期日までに納付しなければならない。

2 目的外使用料は、別表第1に掲げる額の範囲内において、市長が定める額とする。ただし、第3条第2項に定める使用期間及び使用時間を超えて使用する場合は、別表第2に掲げる額の範囲内において、市長が定める額とする。

（目的外使用料の減免）

第14条 市長は、特に必要があると認めるときは、目的外使用料を減免し、又は免除することができる。

第10条を第11条とし、第3条から第9条までを1条ずつ繰り下げ、第2条の2を第3条とする。

別表第1中「（第8条関係）」を「（第9条及び第13条関係）」に改め、同表備考を次のように改める。

備考

1 市外居住者（法人にあっては、その主たる事業所の所在地が市外にある者。次項において同じ。）が使用する場合は、この表に定める額の5割相当額を加算する。

2 使用者が目的外使用する場合は、この表に定める額（市外居住者にあっては、前項により算出した額）の5倍に相当する額とする。

別表第2中「（第13条関係）」を「（第17条関係）」に改め、同表を別表第3とし、別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2（第13条関係）

種別	単位	金額
土地使用料	1年	固定資産評価基準により算定した額に100分の4を乗じた額

備考

- 1 営利を目的とする使用にあつては、この表に定める額の5倍に相当する額とする。
- 2 使用の期間が1年未満の端数を生じる場合には月割で計算し、1月未満の端数が生じる場合は日割で計算する。この場合において、使用料の額は、月割にあつては年額を12で除した額とし、日割にあつては年額を365で除した額とする。
- 3 使用の期間が1日未満の場合は、1日として計算する。
- 4 目的外使用料の額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てる。
- 5 使用面積が1平方メートル未満の場合は、1平方メートルとして計算する。
- 6 電気、水道及び下水道の使用料は、別に実費を徴収する。
- 7 その他の目的外の占用料については、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の亀岡市社会体育施設条例の規定は、令和8年4月1日以後の使用に係る目的外使用料について適用し、同日前の使用に係る目的外使用料については、なお従前の例による。

## 亀岡市社会体育施設条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 社会体育施設の目的外使用に係る許可及び当該使用料について、新たに規定を設けること。
- 2 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めること。
- 3 この条例は、令和8年4月1日から施行すること。